



御住環第32号
平成22年11月15日

中濃振興局長 様

御嵩町長 渡辺 公夫

産業廃棄物処理施設の設置等（計画の変更）に係る他法令の規制内容
及び意見の照会について（回答）

平成22年11月2日中振第792号で照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 対象となる事業計画

事業者名	株式会社マルエス産業
設置場所	可児郡御嵩町前沢字管洞口4552-6、4552-8
施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設（高圧・滅菌、減容）

2 照会事項に対する回答

照会事項	指導等を必要とする事項又は意見
事業計画に関して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」以外で、規制の解除又は指導を必要とする法令（市町村が所管する法令（条例、規則、要綱等を含む。）に限る。）の名称及び規制内容（別紙に法令等の名称及び規制内容を記入してください。）	別紙による。
事業計画地周辺の病院、学校、福祉施設等利用者の特性に照らして生活環境の保全について特に配慮が必要である施設の有無（有の場合はその名称と所在地）	該当なし。

周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項

御嵩町では、環境の保全と創造に関する重要事項に関して、御嵩町長が御嵩町環境審議会に諮って、意見を求めることとしています。

今回の申請が感染性産業廃棄物の処理施設であり、近隣住民の生活環境や周辺地域に生息する希少野生生物への影響などが懸念されますので、御嵩町長は御嵩町環境基本条例の規定により御嵩町環境審議会に諮問いたします。そして御嵩町長としてこの御嵩町環境審議会の答申を踏まえる必要がありますので、それまでの間、回答を留保します。

また、御嵩町環境審議会が事業者にも事業内容や安全性について、資料の提出や説明のための出席を求めることがありますので、事業者として協力を求めます。

1 関係法令

法 令 名	規制の有無
市町村の土地開発等に関する条例・要綱等	有 ・ 無
農地法	有 ・ 無
農業振興地域の整備に関する法律	有 ・ 無
文化財保護法	有 ・ 無
岐阜県文化財保護条例	有 ・ 無
都市計画法	有 ・ 無
都市緑地法	有 ・ 無
建築基準法	有 ・ 無
岐阜県風致地区条例	有 ・ 無
騒音規制法	有 ・ 無
振動規制法	有 ・ 無
岐阜県公害防止条例	有 ・ 無
森林法	有 ・ 無
その他の法令（ 下記による ）	有 ・ 無

2 規制内容

法令名及び条項	規制内容及び規制解除のための具体的な手続き
大気汚染防止法	ばい煙発生施設
騒音規制法	第二種区域・特定施設
振動規制法	第一種区域・特定施設
悪臭防止法	蒸気排出施設等
岐阜県公害防止条例	特定施設（騒音・振動・ばい煙発生）、悪臭
消防法	危険物貯蔵
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	計画地に隣接する土地（前沢字管洞口 4553-1）は違法な状態での廃棄物（コンクリート片等）の投棄があった場所と思われます。岐阜県においては当該投棄物の適正な処理状況について確認され、現状は計画地と一体的に利用されていることから必要に応じて今回の計画事業者への教示を求めます。
岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例	第 14 条 関係住民中「産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする土地から 10 メートル以内の土地所有権」及び「周知地域内に居住する者その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者（周知地域内に事務所を有する者）」に可児川防災等ため池組合も該当すると思われ、同組合に対し説明会を開催し、合意形成を

<p>農地・水・環境保全向上対策事業（農林水産省）に係る説明要請</p>	<p>図られることを求めます。 また、計画地（前沢字管洞口 4552-6）に接する土地（前沢字管洞口 4552-7）を御嵩町が所有しており関係住民に該当すると思われるので、関係住民として当該条例に基づく手続きを求めます。</p> <p>農業・農村の基盤を支え、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る目的として、事業計画地に隣接する津橋自治会が周知地域内の前沢ため池や放流水路の草刈、泥上げ、設備点検等営農活動を実施されており、当該自治会に対しても説明会等の実施を求めます。</p>
<p>御嵩町環境基本条例</p>	<p>第1条 目的 この条例は、良好な環境の保全と快適な環境の創造（以下「環境の保全と創造」といいます。）についての基本的な考え方を定め、御嵩町、御嵩町内で事業を行う事業者と町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在と将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的としています。</p> <p>第3条 基本的な考え方 何人も良好で快適な環境を享受する権利（環境権）を有しています。</p> <p>2 環境の保全と創造は、環境に本来備わっている自浄能力を超える環境への負荷を与えると元に戻れなくなるという特性を考慮して、適切に行うこととしています。</p> <p>3 環境の保全と創造は、すべての者がそれぞれの立場で、環境への負荷の極力少ない循環型社会を構築するために積極的に行うこととしています。</p> <p>4 環境の保全と創造は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解と認識を深め、自主的かつ積極的に参加し、公平な役割分担のもとに協力することによって実現することとしています。</p> <p>5 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを考慮して、地域でのすべての事業活動と日常活動において積極的に進めることとしています。</p> <p>第10条 環境影響評価の推進 御嵩町は、事業者が行う工作物の新設その他これらに類する事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合、事業者に環境アセスメン</p>

	<p>トを行わせることができます。</p> <p>既に提出された環境影響調査は、生活環境に限った調査結果となっておりますが、この計画地周辺には、御嵩町希少野生生物保護条例及び本条例施行規則で定める希少生物が確認されております。従って、環境基本条例第10条により、希少野生生物に対する環境アセスメントの実施とその結果の報告を求めます。</p>
<p>御嵩町環境基本条例及び御嵩町環境審議会規則</p>	<p>条例第21条 環境審議会の所掌事務 規則第3条 会議</p> <p>御嵩町では、環境の保全と創造に関する重要事項に関して、御嵩町長が御嵩町環境審議会に諮って、意見を求めることとしています。</p> <p>今回の申請が感染性産業廃棄物の処理施設であり、近隣住民の生活環境や周辺地域に生息する希少野生生物への影響などが懸念されますので、御嵩町長は本条例の規定により御嵩町環境審議会に諮問いたします。</p> <p>御嵩町長として御嵩町環境審議会の答申を踏まえる必要があると考えますので、事業者として誠意ある対応を求めます。</p> <p>この場合、御嵩町環境審議会規則第3条第4項の規定により、御嵩町環境審議会が事業者にも事業内容や安全性について、資料の提出や説明のための出席を求めることがありますので、事業者として協力を求めます。</p>
<p>御嵩町希少野生生物保護条例</p>	<p>第4条 事業者の責務</p> <p>事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生生物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、希少野生生物の生息又は生育の環境への負荷の低減に努めるとともに、御嵩町が実施する希少野生生物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしています。</p>
<p>御嵩町生活環境の確保に関する条例</p>	<p>第6条 事業者の責務</p> <p>すべての事業者は、この条例の趣旨（住民が健康で快適な生活を営むことができる生活環境を確保するため、生活環境の破壊を防止し、より良好な生活環境を創造すること）を理解し、事業活動において生活環境等を損なうことのないよう配慮し、進んでより良好な環境を創造するよう努めるとともに、御嵩町の施策に協力するものとしています。</p>
<p>御嵩町町道占用規則</p>	<p>第3条 占用の許可申請等</p> <p>計画地(前沢字管洞口 4552-6)と御嵩町道敷(岐阜県名義)との間で無許可な状態で法面掘削がさ</p>

御嵩町水道事業の設置等に関する条例	<p>れているため占用許可申請を求めます。</p> <p>第2条第2項 給水区域 計画地は給水区域外であるため上水道への加入はできない旨了知されたい。</p>
文化財保護法、岐阜県文化財保護条例	現時点では周知の埋蔵文化財の存在は確認していませんが、発見された場合は届出を求めます。
雨水・生活污水の排水	雨水は「流量調整水槽で沈殿処理し排水する」とありますが、排水方法について生活污水も含め説明を求めます。

騒音規制法地域	第二種地域
---------	-------

3 担当課

	担当課名	担当者氏名	電話番号(内線)
開発担当	建設課	大鋸敏男	0574-67-2111 (2169)
農地担当	農林課	小栗 清	0574-67-2111 (2141)
文化財担当	生涯学習課	大脇敬之	0574-67-7500
建築担当	建設課	大鋸敏男	0574-67-2111 (2169)
環境担当 (廃棄物処理)	住民環境課	小木曾昌文	0574-67-2111 (2124)
環境担当 (環境政策)	まちづくり課	各務元規	0574-67-2111 (2232)